

## 2 教員免許状取得のための基礎資格および最低修得単位数

教育職員免許状を取得するためには、教育職員免許法第5条（別表1・2）の規定により定められた基礎資格と大学における教職に関する科目、教科（ないし栄養に係る教育）に関する科目、教科（ないし栄養に係る教育）又は教職に関する科目等について所定の単位を修得しなければなりません。

特に注意しなければならないことは、本学を卒業するために必要な条件と教育職員免許状取得に必要な条件とはそれぞれ別な基準に属していることです。従って、あらかじめ自己の進路を充分に考えて教職課程を最後まで履修する決意のできた者が志望することです。また、教職課程を履修する場合には、在学中の4年間の学習計画を十分に立てておく必要があります。

別表1 教育職員免許法第5条別表第1（抜粋）

所要資格 免許状の種類		基礎資格	大学において必要とする最低修得単位数		
			教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目
中学校 教諭	専修免許状	修士の学位を有すること	20	31	32
	一種免許状	学士の学位を有すること	20	31	8
	二種免許状	学校教育法69条の2第7項に定める準学士の称号を有すること	10	21	4
高等学校 教諭	専修免許状	修士の学位を有すること	20	23	40
	一種免許状	学士の学位を有すること	20	23	16

※中学校・高等学校一種免許状は、上記表の「教科に関する科目」「教職に関する科目」「教科又は教職に関する科目」について、大学において必要とする最低必要修得単位数を満たし、免許教科ごとに59単位修得しなければなりません。

※中学校二種免許状の基礎資格は「大学に2年以上在学し、62単位以上取得した者」も含まれています。

別表2 教育職員免許法第5条別表第2の2（抜粋）

所要資格 免許状の種類		基礎資格	大学において必要とする最低修得単位数		
			栄養に係る教育に関する科目	教職に関する科目	栄養に係る教育又は教職に関する科目
栄養 教諭	一種免許状	学士の学位を有すること、かつ、管理栄養士の免許を受けていること。	4	18	
	二種免許状	学校教育法69条の2第7項に定める準学士の称号を有すること及び栄養士の免許を受けていること	2	12	

## 3 教職課程の内容

本学の教職課程の目的は、その建学の精神に則り、教員としての主要な資格要件を満たす卒業生を社会に送り出すことにあります。別表1に基づき、教職課程履修案内（7月の第2回ガイダンスで配付）にて取得単位数について解説します。

教職課程の履修申込みについては、履修のてびきを参照の上登録を行います。教職課程履修希望者は、所属学科の授業科目配当表（p.116～p.149）の「教職欄」を参照して、「必」のついている科目および「教職に関する科目」を履修してください。